

議案第11号

君津富津広域下水道組合負担金基金条例の制定について
君津富津広域下水道組合負担金基金条例を別紙のとおり制定する。

平成25年 2月25日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

千葉県からの負担金を原資として、君津富津広域下水道組合負担金のうち終末処理場の建設事業費に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものである。

君津富津広域下水道組合負担金基金条例

(設置)

第1条 君津富津広域下水道組合規約(昭和48年千葉県指令第1740号)第14条第2項に規定する負担割合により市が負担する君津富津広域下水道組合負担金のうち終末処理場の建設事業費に充てるため、君津富津広域下水道組合負担金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、千葉県からの負担金を財源とし、一般会計歳入歳出予算に計上し、積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、市が負担する君津富津広域下水道組合負担金のうち終末処理場の建設事業費(起債償還費を除く。)に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上し、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。